

(非公式訳)

投資委員会事務局説明書

件名: 投資委員会事務局布告第 Sor. 3/2560 号に基づく
現代農業システムでの製造またはサービス事業の奨励申請

仏暦 2560 年 (2017 年) 10 月 28 日付投資委員会事務局布告第 Sor. 3/2560 号、件名: 投資委員会布告第 2/2557 号に基づく投資奨励対象業種の改定増補に基づく業種 1.23 現代農業システムで製造またはサービス事業の奨励申請の手続きを明確にするために、投資委員会事務局は以下の通り説明する。

第 1 項 本説明書の定義

「現代農業システム」とは、機械、ソフトウェアシステムおよび通信技術を活用することによって、農業活動を支援するというものである。農地単位あたりの生産量の増加、コストの削減、消費者向けに農産物を生産する工程のサプライチェーン開発などといった農業生産工程の効率を高める事を目的とする。

第 2 項 奨励事業の収入および範囲

2.1 機械または装置の設置を設計し、制御ソフトウェアを利用して機械または装置を操作し、温室または農場内で現代農業を設計する事。

2.2 最新の農業システムを提供するために、データの保存、解析、処理のためのソフトウェアまたはプラットフォームを開発する事。例えば、機械学習 (machine learning) を利用し、農場の情報 (internal data) とエリアの地理、製品の価格といった外部の情報 (external data) を収集し、モデルとして作成し、解析する。既存のソフトウェアをさらに発展させる場合、多様な用途のために機能を追加するなど、重点的な発展でなければならない。

2.3 現代農業システムで使用される機械や装置は自社生産、外部委託または外部調達する事ができる。ただし、機械または装置の設置は自社で行い、そして機械や装置付きの制御ソフトウェアを使用することが可能である。奨励申請者はそのソフトウェアを農場の管理システムソフトウェアと統合させ、自社で現代農業システムを作成しなければならない。

2.4 法人所得税免除の対象となる収入は、現代農業システムの販売およびサービス、またはそれらのシステム開発による継続的なサービス、例えば、メンテナンス代や自己開発のソフトウェアアップグレード代による収入であること。ただし、機械の交換や予備品の交換による収入は除く。

第3項 現代農業システムでの製造またはサービス事業の事例

奨励申請者は、現代農業システムを設計し、データ収集・整理・解析用にソフトウェアを自ら設計および開発する。そして、機械やその他の装置を調達し、機械や装置付きの制御ソフトウェアを独自の経営システムに活用する。農場に温度センサー、農場の水やりの自動化、薬剤散布の自動システム、農作物の収穫を数値化システムなどの通信機や操作機器を様々な場所に設置する。センサーはインターネット回線を通し、整理ユニットへデータを通信し、データベースに記録する。システムは農場で収集する情報を、収集する地理情報や商業省の農産物価格情報などの外部情報と整理し、機械学習の活用によって翌年の農業確率、例えば、植える植物、肥料の使用量、農薬の選択などを解析する。

使用者またはサービス利用者は、農場へ行かなくても、基本的な装置の動作をスマートフォンなどのデバイスで操作ができ、かつ REAL-TIME で農場の情報を確認することができる。

以上を通知する。

投資委員会事務局

仏暦 2562(2019 年)3月6日